(目的)

第1条 この規則は、清和大学学則第34条第2項及び第39条第2項の規定に基づき授業科目の履修方法及びコース変更に関する方法を定めることを目的とする。

(履修すべき授業科目と単位数)

第2条 本学において履修すべき授業科目とその単位数は、学則別表1によるものとする。

(基礎科目)

第3条 削除

(専門教育科目)

第4条 削除

(その他の科目)

第5条 削除

(編入学生の履修)

第6条 削除

(セメスター開講)

第7条 削除

(昼夜開講制)

第8条 削除

(他コース開講授業科目の履修)

第9条 削除

(履修登録)

- 第10条 学生は、履修しようとする授業科目について、あらかじめ各学期当初の所定の期間内に履修登録を行わなければならない。ただし、授業期間外、夏期休業中または冬期休業中に開講される集中講義等の授業科目については、科目ごとに定められた期間内に履修登録を行わなければならない。
- 2 削除
- 3 削除

(履修登録の取消し)

- 第 10 条の 2 前条第 1 項本文所定の履修登録は、各学期中に設定された履修登録取消し期間に限りこれを取り消すことができる。ただし、教学部長があらかじめ指定した授業科目の履修登録については、これを取り消すことができない。
- 2 前条ただし書所定の履修登録は、原則としてこれを取り消すことができない。
- 3 第1項及び前項の規定にかかわらず、病気その他やむを得ない事由があるものと教学部長が認めた場合には、 前条所定の履修登録を取り消すことができる。

(履修登録の制限)

- 第11条 履修登録できる授業科目の単位数は、1年次については各学期に23単位、1年間に42単位を限度とし、2年次以上については、各学期26単位、1年間に48単位を限度とする。ただし、以下の各号に掲げる科目の単位数についてはこれを算入しない。
 - 一 第10条第1項ただし書所定の授業科目
 - 二 教職課程科目
 - 三 キャリアセンター開講授業科目
- 2 前条第1項本文により履修登録を取り消した科目であっても、前項所定の単位数との関係においては、これを 履修登録したものとみなす。

(履修登録の制限の特例)

- 第11条の2 教学部長は、学年GPAが良好な者に対して、2単位を限度として、次年度に前条第1項本文所定の単位数を超える履修登録を許可することができる。
- 2 教学部長は、学年GPAが不良な者に対して、4単位を限度として、次年度に前条第1項本文所定の単位数を 減じることができる。

- 3 第1項及び前項による特例について必要な事項は別に定める (研究会の所属変更)
- 第 12 条 研究会の廃止等やむを得ない事情により同一教員で4単位を履修できないときは、担当教員が在職の場合は担当教員及び教学部長の判断によるものとし、担当教員が離職の場合は教学部長が履修すべき研究会の決定及び単位修得の判定を行うものとする。
- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除

(在籍希望願)

- 第13条4年次以上において、既に卒業要件単位を満たしているにもかかわらず、やむを得ない事由により在籍を希望する者は、所定の時期に在籍希望願を学務課に提出し、学長の許可を得なければならない。
- 2 前項の規定には、履修登録した単位数を取得すれば卒業可能となる卒業予定者も含むものとする。 (転コース)
- 第14条 転コース(法学、情報と法、スポーツ法)を希望する者は、所定の手続により教学部長に願い出るものとする
- 2 コース変更に関する選考方法等に関しては附表1の定めるところによる。 (その他)
- 第15条 本学における履修に関し必要な事項は、教学委員会が立案し、学長室会議及び教授会の議を経て、学長が定める。

(規則の改廃)

第16条 この規則の改廃は、教学委員会が立案し、学長室会議及び教授会の議を経て、学長が決定する。

附則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規則は、平成12年3月17日から施行する。
- 2 この規則適用の際、現に在学する者については、改正後の定めにかかわらず、なお従前の例による。 附 則
- 1 この規則は、平成15年3月19日から施行し、平成14年4月1日より適用する。
- 2 この規則適用の前日までに在学していた者については、改正後の定めにかかわらず、なお従前の例による。 附 則
 - この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。(平成 17 年 1 月 13 日改正) NH 即
- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
 - (平成 22 年 1 月 14 日「第 3 条」「第 4 条」「第 9 条」「第 12 条」「第 14 条」「別表 1」改正) (平成 22 年 3 月 4 日「第 11 条」改正)
- 2 この規則適用の前日までに在学していた者については、改正後の定めにかかわらず、なお従前の例による。 Mt 即
 - この規則は、平成27年4月1日から施行する。(平成27年2月12日「第15条」改正、「第16条」新設) 附 則
- 1 この規則は、平成30年4月12日から施行し、平成30年4月1日から適用する。 (平成30年4月12日「第8条」「第9条」「第10条」「第12条」「附表1」改正)
- 2 この規則適用の前日までに在学していた者については、改正後の定めにかかわらず、なお従前の例による。 附 則
- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
 - (平成 31 年 2 月 28 日「第 1 条」「第 2 条」「第 3 条」「第 4 条」「第 5 条」「第 6 条」「第 7 条」「第 10 条」「第 11 条」「第 12 条」「第 14 条」「附表 1」改正)
- 2 この規則適用の前日までに在学していた者については、改正後の定めにかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月13日から施行し、令和5年4月1日から適用する。 (令和5年4月13日教授会「第11条」「第12条第1項」「附表」改正、「第10条の2」「第11条の2」新設、 「第10条第2項、第3項」削除)
- 2 この規則適用の前日までに在学していた者については、改正後の定めにかかわらず、なお従前の例による。

附表 1

P[12X 1			
志望するコース	法学コース	情報と法コース	スポーツ法 コース
異動前のコース	 情報と法コース スポーツ法コース 	 法学コース スポーツ法コース 	原則として転コースは 認めない。
異動の時期	・原則として次学期からとする。		
選考方法	・教授会の議を経て、学長が承認する。		
出願手続	・所定の転コース願書を各学期の定期試験期間最終日までに教学部長に提出する。		